

新税にかかるリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議について

令和 2 年 10 月 30 日

むつ市新税検討プロジェクトチーム

1. 協議の状況

本年 3 月 30 日に、リサイクル燃料貯蔵株式会社に対し「むつ市使用済燃料税条例」可決成立の報告を実施するとともに、同社坂本社長より減免措置に向けた協議の申し入れを受けて以来、これまで 17 回の協議を実施した。

協議では、本年 3 月 16 日にリサイクル燃料貯蔵株式会社から市議会に提出された意見書に記載された 4 項目の論点を中心に、同意取得に向けた議論を行ってきたが、去る 10 月 28 日に、一定の合意に至った。

2. 合意事項

- ① 新税を通じて、しっかりと地元事業者としての責務を果たしていく。
- ② 事業開始時には、確実にそうした状況に至るよう、「安全協定」の協議までに事業者として判断・合意することを目標に取り組む。
- ③ 税率や課税項目については、地域の発展とサイクルを含めた原子力事業全体の円滑な遂行を両立できるよう進めることが大切と考えており、そうした観点を含めて協議する。